

# コンプライアンス研修

(会員・指導者向け)



(注) 本資料は、スポーツ庁 HP コンプライアンス研修モデル資料をもとに神戸総合型地域スポーツクラブ全市連絡協議会が作成している。

## どうしてスポーツをするの？

楽しいから・好きだから・達成感  
(自分のため)

家族のため、  
周りの人のため

スポンサーのため  
…など

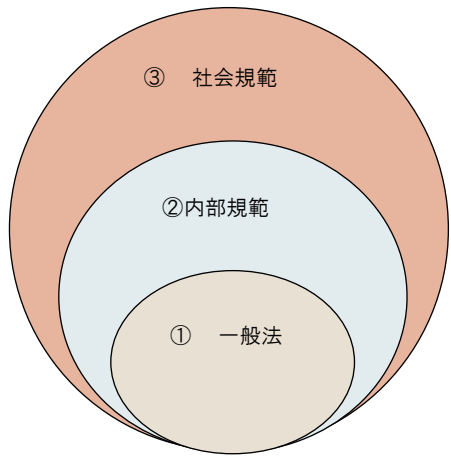
夢・希望・  
目標

世の中を盛り上げる、  
「すごい！」と人に思わせる

興奮や楽しさの  
提供…など

## スポーツの役割って??

# コンプライアンスとは？



① 法令順守(法令:憲法、民法、刑法などの法律、法令、政令)だけ？



①法令遵守のみならず、  
②競技団体の定める内部規範の遵守  
③社会規範の遵守  
という3段階の区切りからなる  
ガバナンス基本原理の一つ

**コンプライアンス**:法令を遵守すること、  
**ガバナンス**:コンプライアンスを維持、改善等を  
目指すための「具体的な管理体制」  
だといえる。

※内部規範：JOCやJPC,JSPO,各NF,地方競技団体が定めた規程、規則、規範  
※社会規範：社会生活上の道徳、慣習、慣例

# なぜコンプライアンスが求められるのか？

●**スポーツを取り巻く環境**  
→多様なステークホルダー(利害関係者)の存在  
選手,指導者,ファン,スポンサー,メディア,国・自治体 etc  
→公的支援(補助金)  
→オリンピック・パラリンピックなどのメガスポーツイベント

・多様なステークホルダーから注目される存在へ  
・コンプライアンス違反により、競技団体全体に大きな影響

●**スポーツの価値の重要性**  
→スポーツを「する」「みる」「支える」ことを通じてスポーツの価値を享受することは、すべての人々にとっての権利＝スポーツ権  
→競技団体は、スポーツを「する」「みる」「支える」多くの人々にスポーツの価値を提供する存在

コンプライアンス違反により、スポーツの価値そのものを棄損するおそれ

## コンプライアンス強化の目的

### ①スポーツの現代的価値 ～インテグリティ(高潔性)の実現～

※スポーツの現代的価値とは…

「『勝つ』ことではなく、スポーツの内在的価値とスポーツの徳」

「正々堂々と勝利という目的に向かってひたむきにプレーすることがより大きな社会的価値を生み出す」

「スポーツに関わるものの平等、公平や公正」

### ②スポーツ団体の自律

スポーツ団体は、自ら「社会規範」として何が求められているのか探究し、それを「内部規範」として定め、遵守を徹底する、という極めて「自律」的な活動を行う必要がある。

### ③スポーツの普及、振興、競技力の向上

コンプライアンスの強化を懈怠(かいたい:ある義務を怠ること)し、不祥事が発生したスポーツに関してはその普及、振興、競技力が停滞することが明らか

※参照:平成 29 年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」28～30 頁

## スポーツの指導における暴力～きっかけとなる出来事①

●平成 24 年 12 月

### 大阪市立桜宮高校バスケットボール部顧問教諭の体罰による自殺事件

大阪市立桜ノ宮高校のバスケットボール部顧問であった保健体育の教諭が同部のキャプテンを務めていた男子生徒(高校 2 年生)に対し、顔面等を多数回殴打する等の有形力の行使による暴行と、これらの暴行に付随しまたは前後して威迫的な言動

→同生徒は自宅にて自殺

→元教諭に対しては暴行・傷害罪の成立を認め、懲役 1 年執行猶予 3 年の有罪判決を言い渡した

(大阪地方裁判所平成 25 年 9 月 26 日)

## スポーツの指導における暴力～きっかけとなる出来事②

●平成 25 年 1 月

### 全日本柔道連盟女子代表監督による暴力問題

全日本柔道連盟女子監督(当時)が、平成 20 年～平成 22 年にかけて、柔道ナショナルチーム所属の選手に対し、暴力的指導(殴打、「死ね」等の暴言)を行った。

→その後、平成 24 年 11 月に女子ナショナルチームの選手 15 名が JOC 女性スポーツ専門部会に対し「全日本柔道連盟女子ナショナルチーム、コーチにおける暴力行為を含むパワーハラスメントについて」と題する書面を提出

→平成 25 年 1 月 30 日に上記 JOC への提訴が報道機関により一斉に報道され、同監督は辞任

## スポーツの指導における暴力

### ▲教員が行う暴力

●試合で負けたこと・練習で失敗したこと・指導者の要求にこたえられないことを理由とした指導上の暴力



学校教育法 11 条の「教育上必要な場面に」あたらず、そもそも「懲戒」か「体罰」かの議論にすら入らない。

**単なる「暴力」にすぎない。**

### ▲教員でないスポーツ指導者が行う暴力

●そもそも懲戒権が与えられておらず、選手に対する有形力の行使を「体罰」と評価する余地すらない。

**単なる暴力に過ぎない。**

# 指導者の暴力のパターン

確信犯型	指導方法わからず型	感情爆発型	ストレス解消型
暴力をふるうことを誤りだとは思わず、有益で必要だと信じている。	暴力をふるうことは禁止されていることは理解しているが、暴力に頼る以外の指導方法を知らない。	暴力をふるうことは禁止されていることは理解しているが、感情のコントロールを失って暴力をふるってしまう。	自分のうっぷん晴らしやストレス解消のため、暴力をふるい、暴力をふるうことを楽しむ。

※望月浩一郎「スポーツでの暴力をなくすための競技団体の課題」

(菅原哲郎・望月浩一郎編集代表「スポーツにおける真の勝利 暴力に頼らない指導」エイテル研究所2013)

## 社会

- しつけや教育の一手段として暴力を是認、許容、黙認する
- 手段を選ばずに勝利のみを追求する姿勢

## スポーツ界

### 指導者

#### 技術・知識

- 学び続ける姿勢の欠如
- 旧来の知識や風習を無批判で踏襲
- 自らの振り返り(自省)

#### 倫理・感情

- 快楽
- 分かっているが自制できない(アンガーマネジメント)
- 周囲に流される

- 旧来カリキュラム受講者
- 従来からの研修体制

- 指導者への研修体制の強化
- 処分体制の統一化
- 相談窓口の充実や一元化

### 選手

一方的  
力関係

- 刷り込みされてしまう  
→暴力行為の再生産(上下関係など)
- 批判能力の未熟さ

引用元：日本スポーツ協会オウンドメディアJSPOPlus記事（2021年3月19日付）

「スポーツ界の暴力行為をなくすためには」指導者の「学び」と周囲の「意識改革」で指導現場は変わる」

※上記記事内に掲載の対談では暴力行為に至る原因として様々な要因が挙げられた。上図はその対談内容を整理し図示化したもの。



◀ 上記記事のURL ▶ →

# スポーツの指導におけるハラスメント

## ～パワハラとは①～



Q. これってパワハラ??

<b>Scene①</b> <b>練習で…</b>	<b>Scene②</b> <b>反抗</b>	<b>Scene③</b> <b>使えない!</b>
<p>高熱で動けません …練習を休みます</p>	<p>指導者が決めた練習に…</p> <p>それっておかしくない ですか??それより こうするべきですよ ね、普通。</p> <p>意見を述べた選手…</p>	<p>ん?なんだか緩慢なプレイをしてい るな…あいつ、エースなのに…</p> <p>成長を促さなくては!!そして他の 選手にも気合を入れなくては!!</p>
<p>俺の時代には熱で休むやつはいな かった!!</p> <p>熱で休むような選手は試合 で使えない</p>	<p><b>生意気だ!</b></p> <p>※暴力に訴えてはいけません。絵はイメージです</p>	<p>なにチンタ ラしてるん だ!!</p> <p>お前みたい なバカはい らない! 邪魔だ!</p>
<p><b>練習にこい!!</b></p>	<p><b>反抗的なので、レギュラーから 外す!!</b></p>	<p><b>他の選手の前で 強い口調で叱責</b></p> <p>明日から 練習来る な!!</p>
<p>これって…</p> <p>パワハラ??</p>	<p>これって…</p> <p>パワハラ??</p>	<p>これって</p> <p>パワハラ???</p>

みなさんは どう感じますか?

では、パワーハラについて考えてみましょう…

## スポーツの指導におけるハラスメント ～パワーハラとは～

▲スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン  
(不祥事事例集 2018.3 スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会)

「パワーハラスメントは、

**同じ組織(スポーツ団体、チーム等で競技活動をする者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または、その競技環境を悪化させる行為をいいます)」**

## スポーツの指導におけるハラスメント

### ～パワーハラとは②～

▲スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン  
不祥事事例集(2018.3 スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会)

#### ●具体的な行為類型

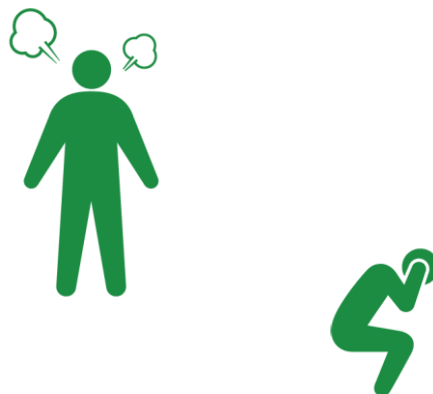
- ①身体的な攻撃(暴言・傷害)
- ②精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)
- ③人間関係からの切り離し
- ④過度な要求(競技上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、競技の妨害)
- ⑤過小な要求(競技上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い練習を命じることや練習をさせないこと)
- ⑥個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

# スポーツの指導におけるハラスメント

## スポーツの特殊性～指導者とプレイヤーの関係

### 上下関係、優劣関係を生む要因の多様性

- 指導関係
- 選手選考権限
- サポート関係
- 代替性のなさ



# スポーツの指導におけるハラスメント

## ～ハラスメントの要因分析～

### ▲指導者と競技者との関係

指導者→競技者 優劣的な関係にある

(例:レギュラー選考の権限、他チームへの移籍困難)

※場合によっては暴力行為により支配的な関係も



競技者が指導者の言いなりとなる or 言いなりになると勘違いする



ハラスメント行為の発生

※周囲も指導者の優越的地位からこれを黙認



一人ひとりが さらに 気をつける・気にかけていくことで

最高のパフォーマンスを引き出せる！

最高のパフォーマンスのできる！

**最高のスポーツクラブを目指しましょう！！**